

(別紙4)

牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導の実施について（平成17年10月31日付け17消安第5656号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(別紙1)</p> <p>BSE発生防止に係る飼料規制における重点検査・指導事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 重点検査・指導事項</p> <p>(1) 飼料等の輸入業者について重点的に検査・指導すべき事項</p> <p>飼料安全法第50条第1項の規定により農林水産大臣に届出のあった内容につき、センターは飼料等の原料に成分規格に適合しない<u>動物由来たん白質等</u>（混入防止ガイドライン第2の3に規定する動物由来たん白質等をいう。以下同じ。）の使用の有無及び<u>動物由来たん白質等</u>に汚染される可能性の高い原料の使用の有無に係る検証を行い、必要に応じて輸入業者に対する立入検査等を実施する。</p> <p>また、混入防止ガイドラインに基づき、飼料等の<u>保管、輸送</u>等の各段階において、動物由来たん白質等のA飼料（混入防止ガイドライン第2の1に規定するA飼料をいう。以下同じ。）への混入を防止するための対策が講じられていることを確認する。</p>	<p style="text-align: center;">(別紙1)</p> <p>BSE発生防止に係る飼料規制における重点検査・指導事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 重点検査・指導事項</p> <p>(1) 飼料等の輸入業者について重点的に検査・指導すべき事項</p> <p>飼料安全法第50条第1項の規定により農林水産大臣に届出のあった内容につき、センターは飼料等の原料に成分規格に適合しない<u>動物由来たん白質</u>の使用の有無及び<u>動物由来たん白質</u>に汚染される可能性の高い原料の使用の有無に係る検証を行い、必要に応じて輸入業者に対する立入検査等を実施する。</p> <p>また、混入防止ガイドラインに基づき、飼料等の<u>輸送段階</u>等における動物由来たん白質による交差汚染を防止するための対策を講じていることを確認する。</p>

(2) 飼料等の製造事業場について重点的に検査・指導すべき事項

広域に流通する飼料等の製造事業場に対してはセンターが、地域流通飼料の製造事業場に対しては都道府県が、特に以下の事項に係る検査・指導を行う。

ア (略)

イ 混入防止ガイドラインに基づき、原料等の受入れ、飼料等の製造、保管、輸送の各段階において、動物由来たん白質等のA飼料への混入を防止するための対策が講じられていることを確認する。

ウ 混入防止ガイドラインに基づき、飼料業務管理規則及び飼料品質管理規則が策定され、業務管理及び品質管理に関する記録が保存されていることを確認する。

エ 動物由来たん白質等を含む飼料等について、表示の基準に基づき使用上及び保存上の注意等が適正に表示されていることを確認する。

オ 反すう動物に使用される可能性のある飼料等の容器について、A飼料の表示（又は反すう動物用飼料専用である旨）があることを確認する。

カ 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林水産省令第 35 号。以下「省令」という。）及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に

(2) 飼料等の製造事業場について重点的に検査・指導すべき事項

広域に流通する飼料等の製造事業場に対してはセンターが、地域流通飼料の製造事業場に対しては都道府県が、特に以下の事項に係る検査・指導を行う。

ア (略)

イ 原料等の受入れ、飼料等の製造、保管、輸送の各段階において混入防止ガイドラインが遵守されていることを検証する。

ウ 混入防止ガイドラインに基づき飼料業務管理規則及び飼料品質管理規則が策定されていることを確認する。

エ 動物由来たん白質を含む飼料等について、表示の基準に基づき対象家畜等が適正に表示されていることを確認する。

オ 反すう動物に使用される可能性のある飼料等の容器について、A飼料（混入防止ガイドライン第 2 の 1 に規定する A 飼料をいう。以下同じ。）の表示（又は反すう動物用飼料専用である旨）があることを確認する。

カ 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林水産省令第 35 号）の規定に基づき、農林水産大臣の確認を受けた牛肉骨粉等及び牛血粉等を原料とした養殖

基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知。以下「大臣確認通知」という。）の規定に基づき、農林水産大臣の確認を受けた飼料の製造事業場にあっては、大臣確認通知に定める製造基準が遵守されていることを確認する。

(削る)

(3) 飼料等の販売事業場について重点的に検査・指導すべき事項

A飼料とB飼料（混入防止ガイドライン第2の2に規定するB飼料をいう。以下同じ。）をともに取り扱う販売事業場、A飼料の小分けを行う販売事業場等に重点を置き、特に以下の事項に係る検査・指導を行う。

ア 混入防止ガイドラインに基づき、飼料等の受入れ、搬送、保管、出荷及び輸送の各段階において、動物由来たん白質等のA飼料への混入を防止するための対策が講じられていることを確認する。

イ 混入防止ガイドラインに基づき、飼料業務管理規則が策定され、業務管理に係る記録が保存されていることを確認する。

水産動物用の飼料の製造工程（以下「確認済魚飼ライン」という。）を有する飼料の製造事業場にあっては、原料等の受入れ、飼料等の製造、保管、輸送の各段階において、基準が遵守されていることを確認する。

キ 確認済魚飼ラインで製造される飼料等（以下「水産専用飼料」という。）の容器について、「水産専用」の表示があることを確認する。

(3) 飼料等の販売事業場について重点的に検査・指導すべき事項

反する動物用飼料と豚・馬・鶏・養殖水産動物を対象とする飼料（反する動物と共に用のものを除く。以下「豚・馬・鶏・養魚用飼料」という。）又は豚・馬・鶏用飼料と水産専用飼料をともに取り扱う販売事業場、反する動物用飼料の小分けを行う販売事業場等に重点を置き、特に以下の事項に係る検査・指導を行う。

ア 飼料等の受入れ、搬送、保管、出荷及び輸送の各段階において混入防止ガイドラインが遵守されていることを検証する。

イ 混入防止ガイドラインに基づき飼料業務管理規則が策定されていることを確認する。

ウ 反する動物飼養農家に動物由来たん白質等が販売されていないことを確認する。

エ A飼料とともに省令別表第1の2の(1)に規定する確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を原料とする飼料を店舗に陳列していないことを確認する。

(削る)

オ (略)

(削る)

カ (略)

(4) 飼料の使用者について重点的に検査・指導すべき事項

反する動物と豚・鶏・養殖水産動物をともに飼養する農家、飼料を自家配合する農家に重点を置き、特に以下の事項に係る検査・指導を行う。なお、都道府県が当該検査・指導を行うに当たっては、家畜衛生部局及び飼料担当部局の連携に努めること。

ア 反する動物飼養農家において、飼料等の受入れ、保管及び給与の各段階において混入防止ガイドラインが遵守されていること。具体的には、

(ア) 動物由来たん白質等の混入がないよう取り扱われているものであることを確認して飼料等を受け入れていること。

ウ 反する動物飼養農家に豚・馬・鶏用飼料や魚粉等動物由来たん白質が販売されていないことを確認する。

(新設)

エ 反する動物、豚、馬、鶏飼養農家に水産専用飼料が販売されていないことを確認する。

オ (略)

カ 水産専用飼料の容器について、「水産専用」の表示があることを確認する。

キ (略)

(4) 飼料の使用者について重点的に検査・指導すべき事項

反する動物と豚・馬・鶏・養殖水産動物をともに飼養する農家、飼料を自家配合する農家に重点を置き、特に以下の事項に係る検査・指導を行う。なお、都道府県が当該検査・指導を行うに当たっては、家畜衛生部局及び飼料担当部局の連携に努めること。

ア 反する動物飼養農家において、飼料等の受入れ、保管及び給与の各段階において混入防止ガイドラインが遵守されていること。具体的には、

(ア) 動物由来たん白質の混入がないよう取り扱われているものであることを確認して飼料等を受け入れていること。

- (イ) A飼料及びB飼料を同時に又は連続して受け入れていないこと。
- (ウ) A飼料は専用の容器を用い、又は専用の保管場所を設けて保管していること。
- (エ) 反すう動物に動物由来たん白質等を与えていないこと。
- (オ) 反すう動物にA飼料を給与する際に用いる器具は、専用化していること。

(削る)

(削る)

等について確認する。

イ 反すう動物飼養農家において、動物由来たん白質等の誤食防止の観点から、以下の事項についても検査・指導を行う。

(ア) 反すう動物がB飼料を摂食できないように飼養場所を区分していること。

(イ) 反すう動物の飼養場所の中で犬、猫等にペットフード等を与えていないこと。

(削る)

(イ) 豚・馬・鶏・養魚用飼料と反すう動物用飼料等を同時に又は連続して受け入れていないこと。

(ウ) 反すう動物用飼料は専用の容器を用い、又は専用の保管場所を設けて保管していること。

(エ) 反すう動物に豚・馬・鶏・養魚用飼料、ペットフード等を与えていないこと。

(新設)

(オ) 反すう動物が豚・馬・鶏・養魚用飼料を摂食できないように飼養場所を区分していること。

(カ) 反すう動物の飼養場所の中で犬、猫等にペットフード等を与えていないこと。

等について確認する。

(新設)

イ 豚・馬・鶏と養殖水産動物をともに飼養する農家において、水産専用飼料の受入れ、保管及び給与の各段階において、混入防止ガイドラインが遵守されていること。具体的には、

ウ・エ (略)  
(削る)

(5) (略)

(別紙 2)  
BSE 発生防止に係る飼料規制に関する検査・指導の  
対象事業場の種類及び業務の実態による分類並びに

- (ア) 水産専用飼料の受入れに当たっては、豚・馬・鶏用飼料への混入防止対策を講じることとする。  
(イ) 水産専用飼料の保管に当たっては、専用の容器を用いるとともに、豚・馬・鶏用飼料への混入防止対策を講じることとする。  
(ウ) 水産専用飼料を豚、馬又は鶏に与えないこと。  
等について確認する。

ウ・エ (略)

(5) 検査・指導すべき事項の調査票

上記 (1) から (3) までの検査・指導を行うに当たり、得られた結果について定量的に集計及び評価をする必要があることから、製造事業場（飼料を自家配合する農家を除く。）については別添 1 の調査票を、保管施設（輸入業者、製造業者、販売業者等が飼料等を保管する施設であって、当該飼料等に係る販売業務を行う事業場を含む。）については別添 2 の調査票をそれぞれ使用することとするので御参考とされたい。

さらに、上記 (4) の飼料の使用者に対する検査・指導についても、御参考までに別添 3 の調査票を作成したのでお示しする。

(6) (略)

(別紙 2)  
BSE 発生防止に係る飼料規制に関する検査・指導の  
対象事業場の種類及び業務の実態による分類並びに

## 各分類の検査・指導の優先度

事業場の種類及び業務の実態による分類※ <sup>1</sup>	検査・指導の優先度※ <sup>5</sup>
1. 飼料等の製造事業場	
(1) 配混合飼料の製造事業場（飼料を自家配合する農家を除く。）	
うち A飼料を製造しているもの	
うち B飼料等※ <sup>2</sup> の取扱いがあるもの	
うち 農林水産大臣の確認※ <sup>3</sup> を受けているもの	1 (削る)
うち 農林水産大臣の確認を受けていないもの	2 (削る)
うち B飼料等の取扱いがないもの	4 (削る)
うち A飼料を製造していないもの	
うち 農林水産大臣の確認を受けているもの	3 (削る)
(削る)	(削る)
うち 農林水産大臣の確認を受けっていないもの	5
(2) 単体飼料及び飼料添加物の製造事業場	
うち A飼料を製造しているもの	
うち B飼料等の取扱いがあるもの	1 (削る)

## 各分類ごとの検査・指導の優先度

事業場の種類及び業務の実態による分類※ <sup>1</sup>	検査・指導の優先度※ <sup>8</sup>
1. 飼料等の製造事業場	
(1) 配混合飼料の製造事業場（飼料を自家配合する農家を除く。）	
うち 反すう動物※ <sup>2</sup> に使用される配混合飼料を製造しているもの	
うち 非反すう動物用飼料等※ <sup>3</sup> の取扱いがあるもの	
うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがあるもの	1 (4)
うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの	2 (5)
うち 非反すう動物用飼料等の取扱いがないもの	5 (6)
うち 反すう動物に使用される配混合飼料を製造していないもの	
うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがあるもの	(新設)
うち 豚・鶏等※ <sup>5</sup> 用飼料の取扱いがあるもの	3 (5)
うち 豚・鶏等用飼料の取扱いがないもの	4 (6)
うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの	6
(2) 単体飼料及び飼料添加物の製造事業場	
うち 反すう動物に使用される単体飼料等を製造しているもの	
うち 非反すう動物用飼料等の取扱いがあるもの	1 (4)

	うち <u>B飼料等の取扱いがないもの</u>	<u>4</u> (削る)
	うち <u>A飼料を製造していないもの</u>	
	うち 農林水産大臣の確認を受けているもの	<u>1</u> (削る)
	うち 農林水産大臣の確認を受けていないもの	<u>5</u>
2. 飼料等の保管施設（製造事業場及び農家を除く。）		
	うち <u>A飼料の取扱いがあるもの</u>	
	うち <u>B飼料等の取扱いがあるもの</u>	<u>1</u>
	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
	うち <u>B飼料等の取扱いがないもの</u>	<u>4</u>
	うち <u>A飼料の取扱いがないもの</u>	<u>5</u>
	(削る)	
	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
3. 飼料の使用者		
(1) 反すう動物飼養農家		
	うち <u>非反すう動物<sup>※4</sup>を飼養しているもの</u>	
	うち <u>豚、鶏、養殖水産動物を飼養しているもの</u>	<u>1</u>
	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)

	うち <u>非反すう動物用飼料等の取扱いがないもの</u>	<u>5</u> (6)
	うち <u>反すう動物に使用される単体飼料等を製造していないもの</u>	
	うち 農林水産大臣の確認 <sup>※6</sup> を受けているもの	<u>1</u> <u>(4)</u>
	うち <u>上記以外のもの</u>	<u>6</u>
2. 飼料等の保管施設（製造事業場及び農家を除く。）		
	うち <u>反すう動物に使用される飼料等の取扱いがあるもの</u>	
	うち <u>非反すう動物用飼料等の取扱いがあるもの</u>	(新設)
	うち <u>確認済魚飼ライン製造飼料<sup>※4</sup>の取扱いがあるもの</u>	<u>1</u>
	うち <u>確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの</u>	<u>2</u>
	うち <u>非反すう動物用飼料等の取扱いがないもの</u>	<u>5</u>
	うち <u>反すう動物に使用される配混合飼料の取扱いがないもの</u>	(新設)
	うち <u>確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがあるもの</u>	
	うち <u>豚・鶏等<sup>※5</sup>用飼料の取扱いがあるもの</u>	<u>3</u>
	うち <u>豚・鶏等用飼料の取扱いがないもの</u>	<u>4</u>
	うち <u>確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの</u>	<u>6</u>
3. 飼料の使用者		
(1) 反すう動物飼養農家		
	うち <u>非反すう動物<sup>※7</sup>を飼養しているもの</u>	
	うち <u>確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがあるもの</u>	(新設)
	うち <u>反すう動物用飼料を自家配合しているもの</u>	<u>1</u>
	うち <u>反すう動物用飼料を自家配合していないもの</u>	<u>2</u>

	うち 上記以外の非反すう動物を飼養しているもの	
	うち <u>A飼料</u> を自家配合しているもの	2
	うち <u>A飼料</u> を自家配合していないもの	3
	うち 非反すう動物を飼養していないもの	<u>4</u>
(2) (1) 以外の農家		<u>5</u>
(削る)		(削る)
(削る)		(削る)

※1 (略)

(削る)

※2 B飼料等とは、B飼料の他、動物由來たん白質等又は動物由來たん白質等を含む可能性があるもの（食品、ペットフード、肥料等を含む。）をいう。

(削る)

(削る)

※3 (略)

※4 (略)

	うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの	
	うち 反すう動物用飼料を自家配合しているもの	2
	うち 反すう動物用飼料を自家配合していないもの	3
	うち 非反すう動物を飼養していないもの	<u>6</u>
(2) 豚・鶏等飼養農家（養殖水産動物を飼養しているもの）		(新設)
	うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがあるもの	<u>5</u>
	うち 確認済魚飼ライン製造飼料の取扱いがないもの	<u>6</u>

※1 (略)

※2 反すう動物とは、牛、めん羊、山羊及び鹿をいう。

※3 非反すう動物用飼料等とは、動物性たん白質、動物性油脂等を含有し、飼料安全法上、反すう動物に使用することが禁止されているもの（食品、ペットフード、肥料等を含む。）及びそれと完全に分離されずに取り扱われたものをいう。

※4 確認済魚飼ライン製造飼料とは、飼料及び飼料添加物の成規格等に関する省令（昭和 51 年農林水産省令第 35 号。以下「省令」という。）の規定に基づき農林水産大臣の確認を受けた牛血粉等及び牛肉骨粉等を原料とする養魚用飼料の製造工程で製造されたものをいう。

※5 豚・鶏等とは、豚、馬、鶏、うずら及び蜜蜂をいう。

※6 (略)

※7 (略)

※5 優先度は、飼料等の製造事業場、保管施設又は使用者に対する検査毎に5段階に分類した場合に、1が最も高く5が最も低いことを示す。

なお、従前の検査において不適合事例が認められた事業場については、本表による分類にかかわらず、最優先して検査・指導を実施することとする。また、「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、センターによる適合確認を受けた事業場についても、本表による分類にかかわらず、同通知に基づく現地検査の際に検査・指導を実施することとする。

別記様式第1号

番 号  
年 月 日

農林水産省消費・安全局長 あて

(都道府) 県知事

○○年度におけるBSE発生防止に係る飼料規制に関

※8 優先度は、飼料等の製造事業場、保管施設又は使用者に対する検査毎に6段階に分類した場合に、1が最も高く6が最も低いことを示す。また括弧内は、「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）別紙2の第1の規定に基づくセンターによる適合確認を受けた事業場についての優先度を示す。

なお、従前の検査において不適合事例が認められた事業場については、本表による分類にかかわらず、最優先して検査・指導を実施することとする。

別記様式第1号

番 号  
年 月 日

農林水産省消費・安全局長 あて

(都道府) 県知事

○○年度におけるBSE発生防止に係る飼料規制に関

する検査実施目標

「牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導の実施について」（平成17年10月31日付け17消安第5656号）記の第3の（2）のアの規定に基づき、本（都道府）県における標記検査実施目標を別紙のとおり通知する。

備考：別紙として、事業場の種類及び業務の実態による分類ごとに、目標とするカバー率がわかる書類を添付すること。

(削る)

別記様式第2号

番 号  
年 月 日

農林水産省消費・安全局長 あて

(都道府) 県知事

○○年度におけるBSE発生防止に係る飼料規制に関する検査・指導実施結果の通知について

する検査実施目標

「牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導の実施について」（平成17年10月31日付け17消安第5656号）記の第3の（2）のアの規定に基づき、本（都道府）県における標記検査実施目標を別紙のとおり通知する。

(新設)

(別紙)

別記様式第2号

番 号  
年 月 日

農林水産省消費・安全局長 あて

(都道府) 県知事

○○年度におけるBSE発生防止に係る飼料規制に関する検査・指導実施結果の通知について

「牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導の実施について」（平成17年10月31日付け17消安第5656号）記の第3の（2）のイの規定に基づき、本（都道府）県における標記検査・指導実施結果を別紙のとおり通知する。

備考：別紙として、事業場の種類及び業務の実態による分類ごとに、カバー率、不適合率及び不適合率の前々年度に対する減少の割合がわかる書類を添付すること。

(削る)

「牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導の実施について」（平成17年10月31日付け17消安第5656号）記の第3の（2）のイの規定に基づき、本（都道府）県における標記検査・指導実施結果を別紙のとおり通知する。

(新設)

(別紙)

#### 附 則

この通知は、令和6年10月3日から施行する。